

第 33 回総会議事録

(令和 8 年 3 月 25 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第33回総会 議事録	
日 時	令和8年3月25日（水曜日）14時00分～16時07分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者の状況	総農業委員数 12名 出席農業委員数 12名 欠席農業委員数 0名（別添出欠状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第7号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について</p> <p>第8号議案 特定農地貸付けの承認について</p> <p>第9号議案 令和8年度生産緑地追加指定仮申出地区の農地等への該当について</p> <p>第10号議案 令和9年度県農林業施策及び予算に関する要望及び税制改正要望の意見取りまとめについて</p> <p>第11号議案 令和8年度最適化活動の目標の設定等について</p> <p>第12号議案 横浜市南西部農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の改正について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 農地の転用事実に関する照会の回答について</p> <p>第6号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第7号 認定新規就農者の認定について</p> <p>第8号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係</p>

	<p>る状況報告について</p> <p>3 その他</p> <p>「農業委員会委員の報酬の改正について」(第 12 号議案と合わせて説明)</p> <p>「農地利用最適化推進委員候補者からの辞退申出について」</p> <p>「全国農業新聞購読料の改定について」</p>
<p>審議結果</p>	<p>第 1 号議案</p> <p>48 号 許可</p> <p>49 号 許可</p> <p>50 号 許可</p> <p>51 号 許可</p> <p>第 2 号議案</p> <p>28 号 許可相当</p> <p>第 3 号議案</p> <p>31 号 承認</p> <p>32 号 承認</p> <p>33 号 承認</p> <p>34 号 保留</p> <p>第 4 号議案</p> <p>13 号 承認</p> <p>第 5 号議案</p> <p>82 号 承認</p> <p>83 号 承認</p> <p>84 号 承認</p> <p>85 号 承認</p> <p>86 号 承認</p> <p>87 号 承認</p> <p>88 号 承認</p> <p>89 号 承認</p> <p>90 号 承認</p> <p>91 号 保留</p> <p>92 号 承認</p> <p>第 6 号議案</p> <p>8 号 承認</p> <p>第 7 号議案</p> <p>港南 20</p> <p>瀬谷 193</p> <p>戸塚 114</p>

	<p>第 8 号議案 6 号 承認 第 9 号議案 2001 承認 2002 承認 2003 承認 箇所番号 承認 91208 第 10 号議案 承認 第 11 号議案 承認 第 12 号議案 承認</p>
<p><略語集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農振白地…農業振興地域白地 ・調整白地…市街化調整区域白地 ・農振法…農業振興地域の整備に関する法律 ・農専地区…農業専用地区 	
<p>議 事</p>	
事務局	<p>(開会 14 時 00 分) 出席委員数報告。農業委員会会議規則により矢島会長が議長になる。</p>
議長	<p>第 33 回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより第 33 回総会を開会いたします。議事録署名人は廣瀬委員と田中委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分について」受付番号 48 号について審議します。事務局から受付番号 48 号について、説明をお願いします。</p>
事務局 矢島会長 小宮推進委員	<p><第 1 号議案受付番号 48 号を朗読> 議案の詳細については小宮推進委員から説明します。 申請地は西部水再生センターから北に約 380m の位置にある田となります。譲渡人は相続により申請地の所有権を取得しましたが、事務職として会社に勤めており、耕作の技術がありません。そのため、先祖代々の田を適切に耕作してくれる人を探していました。譲受人はこの地域で水稻を耕作しており、規模拡大のために申請地を購入したいとのことです。御審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>御意見がなければ、採決を行います。 第 1 号議案受付番号 48 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>

議長	総員挙手と認め、第1号議案受付番号48号については、許可とします。
議長	続いて、受付番号49号、50号について一括で審議します。事務局から受付番号49号から50号について、説明をお願いします。
事務局 矢島会長 小宮推進委員	<p><第1号議案受付番号49号、50号を朗読></p> <p>議案の詳細については小宮推進委員から説明します。</p> <p>申請地は深谷小学校から西に約250mから290mの位置にあります。第49号と第50号の申請地は譲渡人である夫婦所有の一団の農地となります。夫婦ともに高齢のため耕作が困難となりました。また、農業後継者がいないということで、耕作をしてくれる人を探していました。譲受人は申請地の隣接地で植木の栽培をしていますが、規模拡大のために申請地を購入したいとのことです。御審議よろしくをお願いします。</p>
議長	御意見、御質問ありましたらお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第1号議案受付番号49号、50号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第1号議案受付番号49号、50号については、許可とします。
議長	続いて、受付番号51号について審議します。事務局から受付番号51号について、説明をお願いします。
事務局 森委員	<p><第1号議案受付番号51号を朗読></p> <p>申請地は、中田中学校から南東へ約100mの農振白地4筆1団地です。譲受人は、申請地近くで特定非営利活動法人を運営している理事長であり、法人名義で都市農地貸借法により農地を借りており、耕作の実績があります。本申請では、個人で農地を購入し、ニンジンやジャガイモなどの露地野菜を栽培する計画です。御審議よろしくをお願いします。</p>
議長	御意見、御質問ありましたらお願いします。
奥村委員	法人名義で農業経営をしているということですが、本件では個人で農地を購入するというので、どういう解釈をしたら良いのでしょうか。
事務局	特定非営利活動法人であり農地所有適格法人ではないため、法人で農地を購入することができません。本件は、法人としての農業実績の中で譲受人の耕作の実績が確認できていることから、個人で農地を購入することになりました。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第1号議案受付番号51号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第1号議案受付番号51号については、許可とします。

議長

続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。事務局から受付番号28号について説明をお願いします。

事務局

<第2号議案受付番号28号を朗読>

石井豊委員
和田推進委員

議案の詳細については和田推進委員から説明します。

申請地は市営地下鉄ブルーライン下飯田駅から南西へ約450mの調整白地2筆です。一般土木業を営む譲受人が申請地を購入し、駐車場として整備するものです。譲受人は現在、上飯田町にある事務所兼駐車場及び和泉町にある駐車場を使用しています。上飯田町については近くに小学校があり危険性が高いことや車両の入れ替えに時間をかけているということで、上飯田町及び和泉町に置いている車両を申請地に集約し、駐車場として利用する計画です。申請地には、従業員車両、ダンプ、ショベルカー等を合計21台置く計画となっています。申請後は、上飯田町については事務所及び資材置場として使用し、和泉町については返却する計画です。申請地の西側、北側は横浜市所有の雑種地、東側は水路、南側は道路に隣接しています。西側及び南側はL型擁壁を新設、北側及び東側にはコンクリートブロックを新設します。入り口については、水路上にボックスカルバートを設置し、歩道の切り下げ工事を行い、北東側から車両が入ることができるように施工します。敷地内については、砕石敷き及び入口部分については、アスファルト敷きとします。雨水については、南東側にU字溝及びグレーチングを設置し、オーバーフロー分についてはグレーチング及び集水柵を経由して水路に流す計画です。駐車車両の区画分けについては、グレーチングにかかる部分以外にトラロープを設置します。周辺農地に影響はありません。御審議よろしく申し上げます。

議長

御意見なければ、採決を行います。

第2号議案受付番号28号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第2号議案受付番号28号については、許可相当とします。

議長

続きまして、第3号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」受付番号31号について審議します。事務局から受付番号31号の説明をお願いします。

事務局

<第3号議案受付番号31号を朗読>

石井勝則委員

申請地は県立修悠館高校から南へ約200mの農振白地1筆です。少なくとも平成19年より前から山林の状態であり、平成28年には特別緑地保全地区として指定されていることから、農地性はないものと判断されます。御審議よろしく申し上げます。

議長	御意見なければ、採決を行います。 第3号議案受付番号31号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第3号議案受付番号31号については、承認とします。
議長	続いて、第3号議案受付番号32号について、審議します。事務局から受付番号32号について、説明をお願いします。
事務局 石井豊委員 和田推進委員	<第3号議案受付番号32号を朗読> 議案の詳細については和田推進委員から説明します。 申請地は、中和田南小学校から南西へ約150mの調整白地1筆です。現地は、以前は駐車場としての利用をしており、今現在は全面アスファルト敷きの空き地となっております。農地への復元は困難であり、今後も農地としての利用はしないということで、農地性はありませんでした。御審議よろしくをお願いします。
議長	御意見なければ、採決を行います。 第3号議案受付番号32号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第3号議案受付番号32号については、承認とします。
議長	続いて、第3号議案受付番号33号について、審議します。事務局から受付番号33号について、説明をお願いします。
事務局 宮森委員	<第3号議案受付番号33号を朗読> 申請地は日野南中学校から北西へ約500mの調整白地1筆です。先代が畑として利用していましたが、平成9年に申請者が相続してからは耕作しておらず、平成14年から平成31年までの間は砂利敷き及び一部コンクリート敷きの資材置場、駐車場等として使用されてきました。その後も農地に復元することなく、申請地は砂利敷きで踏み固められている状態であることから農地への復元は困難な状況です。また、航空写真の状況からも農地性はないと思われます。御審議よろしくをお願いします。
議長	御意見なければ、採決を行います。 第3号議案受付番号33号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第3号議案受付番号33号については、承認とします。
議長	続いて、第3号議案受付番号34号について、審議します。事務局から受付番号34号について、説明をお願いします。
事務局	<第3号議案受付番号34号保留を朗読>

議長	ただいま事務局から説明があったように、第3号議案受付番号34号については、保留といたします。
議長	続きまして、第4号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」受付番号13号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第4号議案受付番号13号を朗読>
宮森委員	申請地は、藤の木中学校から南西へ約180mの生産緑地7筆1団地です。主に露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好でした。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第4号議案受付番号13号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案受付番号13号については、承認とします。
議長	続きまして、第5号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」受付番号82号、83号、84号、85号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局	<第5号議案受付番号82号、83号、84号、85号について朗読>
森委員	82号の議案の詳細については門倉推進委員から説明します。
門倉推進委員	82号ですが、岡津小学校から北へ約40mの生産緑地2筆1団地です。主に露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好でした。
森委員	83号ですが、東中田小学校から北へ約50mの生産緑地2筆です。カキなどの果樹及び花卉を栽培しており、肥培管理は良好でした。
石井勝委員	84号ですが、相鉄いずみ野駅から北西へ約800mの農振白地9筆2団地です。キャベツ等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好でした。
石井勝委員	85号ですが、相鉄いずみ野駅から東へ約400mの農用地1筆と並木谷農専地区内の農用地5筆3団地です。キャベツ等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好でした。
議長	御意見なければ、採決を行います。
	第5号議案受付番号82号、83号、84号、85号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案受付番号82号、83号、84号、85号については、承認とします。
議長	続いて、第5号議案受付番号86号、87号、88号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局	<第5号議案受付番号86号、87号、88号について朗読>
田中委員	86号の議案の詳細については大山推進委員から説明します。

大山推進委員	86号ですが、横浜新道の川上ICから北西へ約190mの生産緑地2筆1団地、同じく北へ約220mの調整白地1筆です。主に露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好でした。
鈴木宏委員	87号ですが、戸塚中学校から北へ約120mの生産緑地4筆1団地です。キャベツなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好でした。
鈴木宏委員	88号ですが、申請地は南戸塚地域ケアプラザから南へ約140mの生産緑地16筆1団地です。果樹及び露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好でした。
議長	御意見なければ、採決を行います。 第5号議案受付番号86号、87号、88号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案受付番号86号、87号、88号については、承認とします。
議長	続いて、第5号議案受付番号89号、90号、91号、92号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局	<第5号議案受付番号89号、90号、91号保留、92号について朗読>
森委員	89号の議案の詳細については門倉推進委員から説明します。
門倉推進委員	89号ですが、相鉄いずみ野線弥生台駅から東へ約400mの生産緑地2筆1団地です。ブルーベリー及びタケノコなどを栽培しており、肥培管理は良好でした。
田中委員	90号ですが、市営地下鉄ブルーライン舞岡駅から北西へ約100mから300mの24筆9団地です。水稻、露地野菜及び果樹を栽培しており、肥培管理は良好でした。
森委員	92号の議案の詳細については門倉推進委員から説明します。
門倉推進委員	92号ですが、横浜新道の上矢部ICから北東へ約240mの生産緑地1筆、同じく約630mの生産緑地3筆1団地の計2団地です。露地野菜及び果樹を栽培しており、肥培管理は良好でした。
議長	御意見なければ、採決を行います。 第5号議案受付番号89号、90号、92号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案受付番号89号、90号、92号については、承認とします。
議長	続きまして、第6号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。受付番号8号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<第6号議案受付番号8号を朗読>

矢島会長 小宮推進委員	<p>議案の詳細については小宮推進委員から説明します。</p> <p>東俣野小学校から東に約 170mの生産緑地 1 筆です。令和 7 年 9 月に一緒に露地野菜を栽培していた被相続人である夫が死亡しました。令和 7 年 10 月には関節の痛みで歩行に支障をきたし、農業経営が困難になりました。医師からは今後は農業に従事することができないと診断されています。御審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>御意見なければ、採決を行います。</p> <p>第 6 号議案受付番号 8 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第 6 号議案受付番号 8 号については、承認とします。</p>
議長	<p>続きまして、第 7 号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」港南 20、瀬谷 193、戸塚 114 について一括で審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 議長	<p><第 7 号議案港南 20、瀬谷 193、戸塚 114 を朗読></p> <p>御協力よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、第 8 号議案「特定農地貸付けの承認について」受付番号 6 号について審議します。受付番号 6 号について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 根本委員 田邊推進委員	<p><第 8 号議案受付番号 6 号を朗読></p> <p>議案の詳細については田邊推進委員から説明します。</p> <p>申請地は氷取沢交差点から南西に約 680mの農用地 1 筆の一部です。1 区画 約 33 ㎡を 8 区画 設置します。利用者の募集及び管理は外部に委託して行います。市民菜園としない区域はカキが栽培されており、引き続き、土地所有者が耕作管理します。隣接地も市民菜園で通路も確保されていることから問題はないと思います。御審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>御意見なければ、採決を行います。</p> <p>第 8 号議案受付番号 6 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第 8 号議案受付番号 6 号については、承認とします。</p>
議長	<p>続きまして、第 9 号議案「令和 8 年度生産緑地追加指定仮申出地区の農地等への該当について」審議します。受付番号 2001 について、説明をお願いします。</p>
農政推進担当 森委員 門倉推進委員	<p><第 9 号議案受付番号 2001 号を朗読></p> <p>議案の詳細については門倉推進委員から説明します。</p> <p>申請地は、岡津小学校から東に約 200mの 1 筆です。露地野菜を栽培し</p>

	ており、肥培管理良好のため、生産緑地法第2条第1号の農地に該当します。御審議よろしく申し上げます。
議長	御意見なければ、採決を行います。
	第9号議案受付番号2001について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第9号議案受付番号2001については、承認とします。
議長	続いて、第9号議案受付番号2002について、審議します。第9号議案受付番号2002について、説明をお願いします。
農政推進担当	<第9号議案受付番号2002を朗読>
石井豊委員	議案の詳細については和田推進委員から説明します。
和田推進委員	申請地は中和田南小学校から西へ約350mの市街化区域の農地2筆です。令和7年度の市街化編入に伴い、生産緑地指定の申出をしたものです。現地は竹林や果樹、ネギなどが植えてあり、今後農地として利用していくことに問題はありません。御審議よろしく申し上げます。
議長	御意見、御質問ありましたらお願いします。
奥村委員	追加、拡大と記載がありますが、追加するということは元の範囲があるということでしょうか。
農政推進担当	追加は新規という意味で新しく追加するものであり、拡大は元々あったものを広げるというものです。
奥村委員	地図上でマスキングされている箇所はすべて農地ということでしょうか。地図上では建物があるように見えるのですが。
農政推進担当	使用した地図には、建物の形が表示されていますが、元々倉庫があった場所については取り壊されているなど、現在は農地となっています。
奥村委員	そういう状況がわかる資料があると良いですね。
議長	御意見なければ、採決を行います。
	第9号議案受付番号2002について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第9号議案受付番号2002については、承認とします。
議長	続いて、第9号議案受付番号2003について、審議します。第9号議案受付番号2003について、説明をお願いします。
農政推進担当	<第9号議案受付番号2003を朗読>
矢島会長	議案の詳細については角田推進委員から説明します。
角田推進委員	申請地は小菅ヶ谷小学校から東に約320mの3筆1団地です。露地野菜を栽培しており、肥培管理良好のため、生産緑地法第2条第1号の農地に該当します。
議長	御意見なければ、採決を行います。

	<p>第9号議案受付番号 2003 について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第9号議案受付番号 2003 については、承認とします。
議長	続いて、第9号議案箇所番号 91208 について、審議します。第9号議案箇所番号 91208 について、説明をお願いします。
農政推進担当	<第9号議案箇所番号 91208 を朗読>
金子委員	<p>土地区画整理事業による換地に伴う変更となりますが、変更前の土地は相鉄線三ツ境駅と瀬谷駅の間あたり、相鉄線の線路の北側に位置しています。南北に延びる瀬谷地内線と東西に延びる三ツ境下草柳線が土地区画整理事業の中で整備されている状況で、瀬谷地内線を北上すると 2027 国際園芸博覧会の会場に繋がるような位置関係です。農地については、元々は1団地の大きな塊でウメや野菜を栽培していました。その一部については、すでに数年前に生産緑地の位置が変更となっています。今回の変更では農地を5つに分割して生産緑地の位置を変更しようとするものですが、そのうち2か所についてはすでに使用収益を開始しており、残る部分については、工事中であるため使用収益は開始されていません。当該土地の生産緑地指定が平成8年であり、今年の11月に指定から30年を迎える状況ではありますが、このタイミングで指定の変更を行うということです。</p>
議長	御意見、御質問ありましたらお願いします。
根本委員	生産緑地の指定から30年を迎えたら、生産緑地は解除する予定なのでしょうか。
金子委員	相続税の納税猶予は受けていない土地なので、農業を継続しない可能性もあるかもしれません。
根本委員	分割されている形状からして今後、農業を続けたいのではないかと感じました。
金子委員	私自身も経験がありましたが、土地区画整理事業の場合、細かく分散しなければ換地が上手くいかないことがあるのだと思います。地権者の希望でこのような土地の分割がされたわけではなく、横浜市の事業の中で5つに分けてくれということで、地権者がそれを了承したということだと思います。
根本委員	分かりました。
議長	御意見なければ、採決を行います。
	第9号議案箇所番号 91208 について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第9号議案箇所番号 91208 については、承認とします。
議長	続きまして、第10号議案「令和9年度県農林業施策及び予算に関する

	<p>要望及び税制改正要望の意見取りまとめについて」審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><第 10 号議案を朗読></p>
議長	<p>御意見、御質問ありましたらお願いします。</p>
田中委員	<p>「農地に関係者以外の立入を禁止する看板を作成する」ということですが、進入して盗難をする人は日本人に限らないため、日本語以外の外国語を併記するなど、多言語にするとより効果的だと思います。</p>
事務局	<p>承知しました。要望の文言については事務局で調整します。</p>
石井豊委員	<p>相続税の評価額が現状に合っていないと思っています。市街化調整区域の土地の売買だと上飯田の場合ですが、1坪1万円くらいの価格です。しかし、相続税の評価額の場合は1坪2万4～5千円です。借りていた農地の所有者が亡くなり、相続人から農地の購入を打診されましたが、土地の評価額と見合わないため、購入者が付かない状況です。また、相続税の納税猶予を受けていない場合は納税しないとイケないですね。評価額の倍率を下げるなどできないでしょうか。東京都の場合だと相続税の評価額は通常土地の評価額の半分程度のようなようです。</p>
事務局	<p>要望項目や理由については事務局に一任いただければと思います。</p>
石井豊委員	<p>よろしくお願いします。</p>
議長	<p>御意見なければ、採決を行います。</p>
	<p>第 10 号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第 10 号議案については、承認とします。</p>
議長	<p>続きまして、第 11 号議案「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><第 11 号議案を朗読></p>
議長	<p>御意見なければ、採決を行います。</p>
	<p>第 11 号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第 11 号議案については、承認とします。</p>
議長	<p>続きまして、第 12 号議案「横浜市南西部農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の改正について」審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><第 12 号議案を朗読></p>
議長	<p>御意見、御質問ありましたらお願いします。</p>
議長	<p>御意見なければ、採決を行います。</p>
	<p>第 12 号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお</p>

委員 議長	願います。 (総員挙手) 総員挙手と認め、第 12 号議案については、承認とします。
議長	続いて、議案書の報告事項について、第 1 号報告から第 8 号報告まで一括して事務局から説明をお願いします。
事務局 議長	<報告事項第 1 号から第 8 号まで一括で報告> 御意見等がないようでしたら、その他の案件及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
議長	以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見、御質問はありますか。 御意見がないようでしたら、これをもちまして第 33 回総会を閉会いたします。 (閉会 16 時 07 分)

令和8年3月25日開催 第33回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	矢島 寛	会長	出席	議長
2	森 雅 則	会長職務代理者	出席	
3	田中 豊		出席	議事録署名人
4	石井 勝		出席	
5	金子 秀喜	連合会理事	出席	
6	石井 勝 則		出席	
7	奥村 玄		出席	
8	石井 豊		出席	
9	根本 和正	連合会理事	出席	
10	宮森 和之		出席	
11	鈴木 宏	連合会理事	出席	
12	廣瀬 豊		出席	議事録署名人

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	小宮 藤 正		出席	
2	清水 昭 男	連合会理事	出席	
3	大山 明 裕		出席	
4	門倉 和 美		出席	
5	田邊 実		出席	
6	角田 雅 久		出席	
7	和田 新 治		出席	
8	鈴木 勇 次	連合会理事	出席	
9	宮川 正		出席	
10	相澤 藤 雄		出席	
11	小川 正 寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 田並所長、山本係長、稲葉事務職員、木場技術職員、栗林事務職員
 松本事務職員、山根事務職員、吉田技術職員
 農政推進担当：黒木係長